

令和元年6月14日現在

機関番号：35302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16699

研究課題名(和文) ジャイナ教の死生観に関する基礎的研究 断食死儀礼の規定を中心として

研究課題名(英文) Basic study on the view of death and life in Jainism: focusing on the rules of the ritual of fasting unto death

研究代表者

堀田 和義 (Hotta, Kazuyoshi)

岡山理科大学・工学部・准教授

研究者番号：90548687

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：ジャイナ教在家信者の行動規範では、在家信者の実践すべき儀礼として、自発的に食を断って死を迎える断食死が論じられているが、断食死の実践は、古くから「自殺に相当する」という批判を浴びてきた。報告者は、このような批判に対するジャイナ教からの応答を一次文献の記述に基づいて詳細に検討することを主な研究課題とした。研究の中心となったのは「シュラーヴァカ・アーチャーラ文献」と呼ばれるジャイナ教在家信者の行動規範を論じた文献における断食死の規定である。研究成果としては、論文4篇、関連する文献の訳注研究4篇を学会誌や紀要に発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、インド哲学や仏教学だけでなく、死生学、生命倫理などの分野にも新たな知見を提供することができると考えられる。本研究により、宗教的な教義にもとづくものとはいえ、ジャイナ教の断食死が今日で言うところの尊厳死の先駆的なものであることが明らかとなった。2,000年以上の歴史を持つ伝統宗教の見解という、いわば人類の大きな知的遺産の解明は、現代人が直面している問題を解決するうえでも大いに参考になると考えられる。

研究成果の概要(英文)：In the code of conduct of Jain lay persons, fasting unto death, in which they voluntarily refuse to eat and die, is discussed as a ritual which lay persons should practice. The practice of this fasting unto death has been criticized as "be equivalent to a suicide" since old days. The present researcher's main subject was to examine the response from Jainism to such criticism in detail based on the description of the primary text. The focus of the research was the definition of fasting unto death in the texts called "Srvakacara texts" which discussed the code of conduct of Jain lay persons. As a research result, 4 papers and 4 annotated Japanese translations of related texts are published in research journals, etc.

研究分野：中国哲学・印度哲学・仏教学

キーワード：インド哲学 死生学 ジャイナ教 在家信者 断食死 シュラーヴァカ・アーチャーラ文献

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) ジャイナ教は、「生き物を傷つけたり、殺したりしてはいけない」という不殺生戒をとりわけ重視してきたことで有名である。その不殺生の徹底ぶりは、インドの宗教における不殺生を語る際に、必ずと言ってよいほど言及されてきた。ジャイナ教のそのような姿勢は、世俗的な生活を捨てて厳しい修行生活を送る出家修行者だけでなく、一般の在家信者の生活にも影響が及んでいる。

その一方で、ジャイナ教では古くから、食を断って自発的に死を迎える断食死が出家修行者のみならず在家信者にも推奨され、今日に至るまで実践されてきた。そして、この断食死は古くから「自殺 (= 自分自身に対する殺生) に相当するのではないか?」という批判にさらされ、このような批判に対しては古くからジャイナ教の学僧が反論してきた。

(2) このような状況は、ジャイナ教が誕生して 2,000 年以上が経った現代でもほとんど変わっていない。インドの司法関係者である T. K. Tukol が世に問うた『断食死は自殺にあらず (Sallekhanā is not suicide)』という著作のように、断食死を擁護するような立場もある。その一方で、2015 年 8 月には、北インドのラージャスターン州高等裁判所から断食死を違法とするという見解が発表され、ジャイナ教徒たちが沈黙のデモ行進をするなどして抗議した結果、インドの最高裁判所はジャイナ教の断食死を認め、禁止理由について回答するようラージャスターン州政府に要請した。つまり、断食死をめぐる論争は、「古典」と呼ばれるテキストの中だけでなく、現実世界においても続いていると言える。

(3) ジャイナ教在家信者の断食死に関する先行研究としては、在家信者の行動規範を記したシュラーヴァカ・アーチャーラ文献と呼ばれる文献群の全体を扱った R. Williams の *Jaina Yoga: A Survey of the Mediaeval Śrāvaka-cāras* (London Oriental Series 14, London, 1963 年) の断食死に関する章が最も信頼できる網羅的な研究とみなされ、この問題を論じる際には必ずと言ってよいほど言及されてきた。

しかしながら、この研究は在家信者の行動規範全体を扱った書物の一章に過ぎないこと、一次文献への言及の仕方が恣意的であり網羅的でないこと、出版から 50 年以上が経過しており、その間に新たに参照可能となった文献が数多くあることなどから、多くの点で見直しが必要であると考えられ、改めて一次文献にもとづいた網羅的な研究を行う必要があった。

### 2. 研究の目的

本研究は、将来的にジャイナ教の死生観を解明するための基礎的研究として、ジャイナ教在家信者の断食死の全容解明を試みるものである。また、ジャイナ教在家信者の行動規範について論じたシュラーヴァカ・アーチャーラ文献では、在家信者の行うべき実践として断食死を論じているが、前述のように、自発的に食を断って死を迎える断食死は、古くから「自殺に相当する」という批判を浴びてきた。そして、ジャイナ教の学僧たちもそれに対して反論してきたが、今なお大きなニュースになることがあることから分かるように、いまだ決着がつかないと言える。

このような状況に鑑み、シュラーヴァカ・アーチャーラ文献に見られる断食死に関する規定を正確に解釈することを通じ、断食死の全容を解明し、さらには尊厳死としての断食死と自殺との相違を論じるジャイナ教の主張を抽出・分析して明らかにすることが本研究の主な目的である。

### 3. 研究の方法

本研究では、Williams の研究をはじめとする先行研究の見直しのために、先行研究では参照されていない文献も含むサンスクリット語、プラークリット語で書かれた一次文献を対象とする。なかでも、ジャイナ教在家信者の行動規範について論じたシュラーヴァカ・アーチャーラ文献を主要な対象とする。

具体的には、(1) 一次文献の解読作業、(2) 未出版写本や入手困難な刊本、現代語の文献の調査、(3) 電子テキスト、索引等の作成という 3 点を主な研究方法とする。

#### (1) 一次文献の解読作業

まずは、現在までに入手できた 57 種類のシュラーヴァカ・アーチャーラ文献のシノプシスを作成し、その文献の構成に従って各文献をいくつかのタイプに分類する作業を行う。そのうえで、各文献の記述体系における断食死の位置付けを分析することにより、断食死がジャイナ教在家信者に対して持っている重要性を明らかにする。

また、断食死に関する規定が記された箇所の詳細な訳注を作成することにより、断食死の実践が認められる条件、実践される場所や手順、違反行為などを解明する。さらには、実践者の心理や断食死と自殺の相違点についての議論を分析する。

#### (2) 未出版写本や入手困難な刊本、現代語の文献の調査

Williams の研究の出版以降に多くの文献が出版されたことから分かるように、インド国内

にはまだまだ多くのシュラーヴァカ・アーチャーラ文献が写本の状態で眠っていることが予想される。これらの写本に関する状況を明らかにするため、シュラーヴァカ・アーチャーラ文献の写本を所蔵しているインドの学術機関を訪れて調査を行う。

また、インドで出版されている刊本の中には、インド国外では入手困難なものやヒンディー語をはじめとする現代インドの言語で著されたシュラーヴァカ・アーチャーラ文献も数多く存在するため、それらの文献の調査も併せて行う。

### (3) 電子テキスト、索引の作成

将来的に様々なインド古典文献の電子テキストとリンクさせたデータベースを構築するため、他の研究者の協力を得て、シュラーヴァカ・アーチャーラ文献、およびジャイナ教の関連分野の文献の電子テキストを作成する。他にも、一次文献の解読作業の際に訳注作業を行った文献の索引を作成する。

## 4. 研究成果

### (1) シノプシス、訳注等の作成

一次文献の解読作業により、これまでに入手した 57 種類のシュラーヴァカ・アーチャーラ文献のシノプシスを作成した。この作業により、各文献における断食死の位置付けが明らかとなっただけでなく、各文献をいくつかのグループに分類することができ、文献間の影響関係を考える土台を築くことができた。また、各文献における断食死の位置付けを分析したことにより、ジャイナ教在家信者の行動規範における断食死の重要性や強制力を明らかにすることができた。

併せて、断食死に関する具体的な規定を詳細に分析することにより、実践可能な条件、実践場所、具体的な手順、違反行為などを明らかにした。他にも、実践者の心理、ジャイナ教徒から見た断食死と自殺との相違などを解明し、ジャイナ教徒が自覚していなかったと考えられる相違点に関しても、第三者的な視点から抽出した。これらの分析のもとになった訳注は、詳細なクロスリファレンスを付して将来的に発表する予定である。

### (2) 未出版写本や入手困難な刊本、現代語の文献のリスト作成

インドのバンダルカル東洋学研究所（マハーラーシュトラ州ブネー市）を訪れ、シュラーヴァカ・アーチャーラ文献の写本・刊本の調査を行った。研究所のカードなどを網羅的に調査することにより、当研究所から出版されている写本のリストから漏れているものも含む所蔵写本のリストを作成した。

他にも、バンダルカル東洋学研究所、デカン・カレッジやインドの書店などにおいて、インド国外では入手困難な刊本や現代語で著されたシュラーヴァカ・アーチャーラ文献の調査を行い、リストを作成した。これらのリストも、同様の調査を継続してより充実したものにしたうえで、将来的に公開を予定している。

### (3) 電子テキスト、索引の作成

若手研究者の協力を得て、19 種類のシュラーヴァカ・アーチャーラ文献、およびその理論的基礎を考察するために必要となる哲学文献 3 種類の電子テキストを作成した。また、一次文献の解読作業により訳注を行った文献のサンスクリット語・プラークリット語索引も作成した。

これらは直ちに大きな成果をもたらすものではないが、今後少しずつ蓄積していき、さらにはこれまでに入力・公表されているインド古典文献の電子テキストとリンクさせたデータベースなどが構築されれば、将来的には諸文献間の引用関係や影響関係などの解明に大いに資するものとなり、相対年代確定のための礎になることが期待される。

### (4) 他宗教の規範との比較の基礎作業

当初の研究計画にはなかったが、ジャイナ教在家信者の行動規範を考察するうえでも重要となるインドの多数派宗教ヒンドゥー教の倫理との比較を行うための基礎作業も行った。ヒンドゥー法典の内容等に関しては研究の蓄積もあり、比較的よく知られていることに鑑みて、格言詩や聖者伝、伝説的な王に関する説話などの訳注作業を行った。

具体的には、インドにおいて最も有名な格言詩と言われるグプタ朝の宰相チャーナキヤに帰せられる格言詩 *Cāṇakyanītidarpaṇa* の訳注研究、ヴェーダーンタ学派不二一元論派の祖シャンカラの伝記 *Śaṅkaradīgviṣaya* 第 1 章の訳注研究、自らの命も顧みない自己犠牲の精神で知られる伝説的なヴィクラマ王の伝記 *Vikramacarita*（簡略版）前半部の訳注研究を行い、発表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 8 件)

堀田和義, ヴィクラマ王の冒険 *Vikramacarita* 簡略版 訳注(1), 川崎大師教学研究所紀要, 査読有, 第 4 巻, 2019 年, pp.1-50.

[http://www.kawasakidaishi.com/about/pdf/kiyou4\\_2.pdf](http://www.kawasakidaishi.com/about/pdf/kiyou4_2.pdf)

堀田和義, 宰相チャーナキヤの格言詩 *Cāṇakyanītidarpaṇa* 和訳(2), 仏教学セミナー, 査読有, 第 108 号, 2018 年, pp.1-26.

堀田和義, 地水火風は生きているか? 「ジャイナ教 = アニミズム」説の再検討, 印度学

仏教学研究, 査読有, 66 巻 2 号, 2018 年, pp.42-46.

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/ibk/66/2/66\\_933/pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/ibk/66/2/66_933/pdf-char/ja)

堀田和義, シャンカラの世界征服 *Śaṅkaradigvijaya* 第 1 章訳注, 武蔵野大学通信教育部人間学研究論集, 査読有, 第 7 号, 2018 年, pp.29-40.

[https://mu.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=782&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://mu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=782&item_no=1&page_id=13&block_id=21)

堀田和義, 宰相チャーナキヤの格言詩 *Cāṇakyanītidarpaṇa* 和訳(1), 仏教学セミナー, 査読有, 第 106 号, 2017 年, pp.1-22.

Kazuyoshi Hotta, On Corresponding Sanskrit Words for the Prakrit term *Posaha*: With Special Reference to Śrāvākācāra Texts, *International Journal of Jaina Studies*, 査読有, vol.13, no.2, 2017, pp.1-17.

<https://www.soas.ac.uk/ijjs/file125394.pdf>

堀田和義, <布薩>の実践の目的と効能 シュラーヴァカ・アーチャーラ文献を中心として, 査読有, 仏教学セミナー, 第 104 号, 2016 年, pp.1-14.

[https://otani.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=6704&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=28](https://otani.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6704&item_no=1&page_id=13&block_id=28)

堀田和義, ジャイナ教在家信者の 7 つの悪徳, 印度学仏教学研究, 査読有, 65 巻 1 号, 2016 年, pp.243-248.

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/ibk/65/1/65\\_282/pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/ibk/65/1/65_282/pdf-char/ja)

〔学会発表〕(計 3 件)

堀田和義, 地水火風は生きているか? 「ジャイナ教 = アニミズム」説の再検討, 日本印度学仏教学会第 68 回学術大会, 2017 年, 花園大学(京都市).

Kazuyoshi Hotta, On Corresponding Sanskrit Words of Prakrit *Posaha*: With Special Reference to Śrāvākācāra Texts and Buddhist Texts, 19th Jaina Studies Workshop: Jainism and Buddhism, 2017, SOAS University of London(London).

堀田和義, 在家信者の 7 つの悪癖, 日本印度学仏教学会第 67 回学術大会, 2016 年, 東京大学(東京都・文京区).

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。